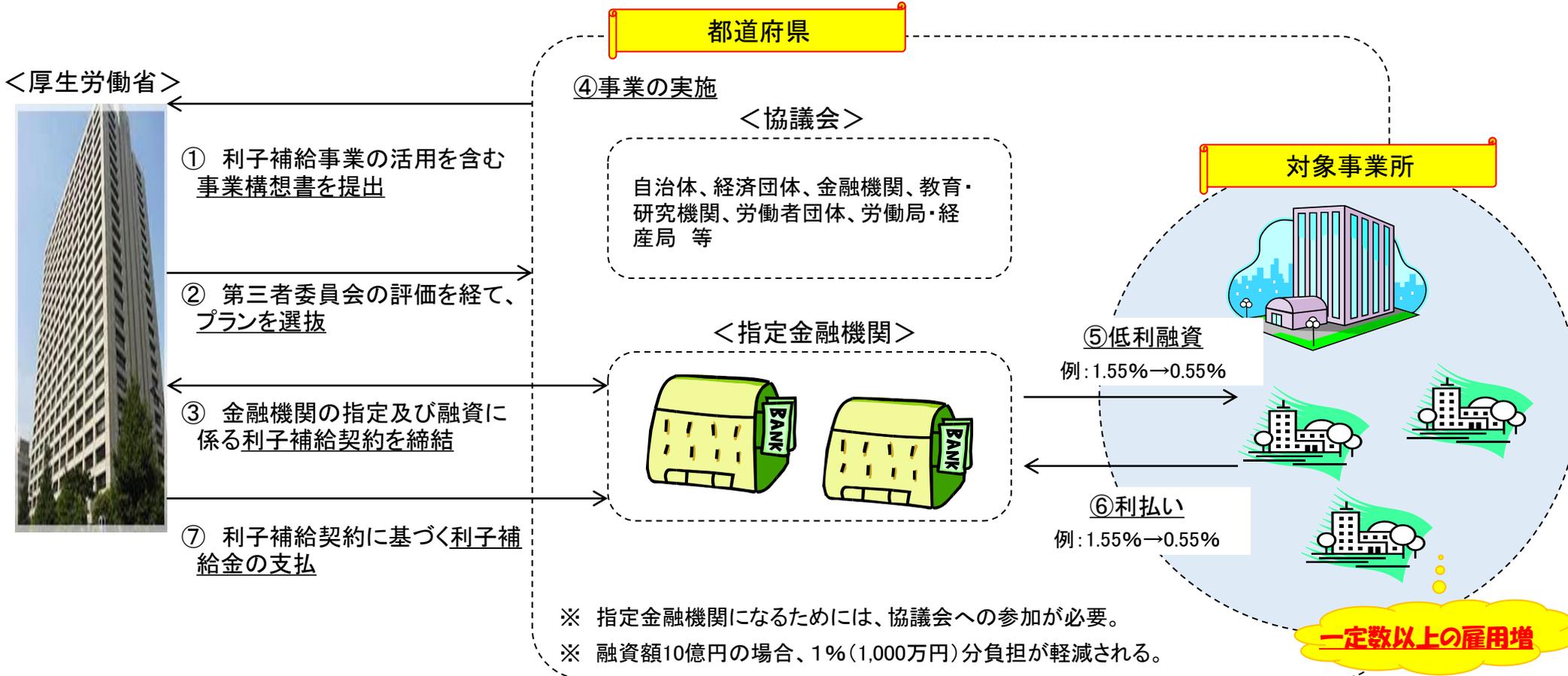


地域活性化雇用創造プロジェクト関連融資利子補給事業

経過措置

【概要】

- 地域活性化雇用創造プロジェクト(平成30年度以前に採択された地域に限る。)に参加する企業のうち、融資期間内に一定数以上雇用を増加させるものに対して、協議会に参加する金融機関で国が指定したものが融資を行う場合に、利子補給を行う。
- 利子補給は当該融資の1.0%を上限とする(利子補給の期間は最長5年間、1件あたりの対象融資限度額10億円)。例えば、基準金利1.55%の場合に1.0%の利子補給を行うことにより、0.55%の利率で受けることができる。



※ 本利子補給金は政治資金規正法第22条第3項第1項による寄付制限の例外に該当。